外 令和4年6月24日 号  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 置 土木関係手数料徴収条例の 部を改正する条例 部を改正する条例 関する条例の一部を改正する条例 正する条例 例 関する条例の一部を改正する条例 お 建築物等の制限に関する条例及び岡山県 尚 墓地等の経営の許可等に関する条例の 尚 地方活力向上地域における県税の特例 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例 山県土木関係手数料徴収条例の一部を Ш ける選挙運動用 Ш 県民生委員の定数に関する条例の 県議会の議員及び岡山県知事の選挙 山 解 条 目 県 自 動車の使用等の公営 を改正する条例 公 説 例 次 部を改正 報 する 発 行 総 住 建 保 環 市 税 岡 務 宅 築 健 境 町 務 担 Ш 学 課 指 福 村 課 当 企 県 事 導 課 祉 画 課 課 課 課 課 (室) 目 次 担 当 課 室)

令和四年六月二十四日

尚 山 [県知事 伊 原 木 隆 太

### 山県条例第三十五号

岡山県税条例の一部を改正する条例

県税条例 (昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の五 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。 第三条第三項中「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」

に改め

「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、

同条第

項

中

第三十四条の六の見出し中

の法第四十五条の三の二第一項第二号に規定する自己と生計を一にする配偶者(退職手当等 の下に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるもの に限る。) (第三十

号外

計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をいう。)又は」を、「控除対象扶養親族」 八条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、 の 下 に

第四十九条の二第二項中「規則で」を「知事が別に」に改める。

あつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、「同法」を「所得税法」

に改める

岡山県公報

第五十条第一項中「若しくは保険業」を「、 保険業若しくは貿易保険業」に改め、 同条第五項を削

該申告書」に改める。 二項又は第三項ただし書の規定により申告書を提出する」 第五十八条の三第二項中 「第六十二条第一項の規定による申告をする」 に、 「第六十二条第一 を 「第六十二条第 項の申告書」 項、 当

第六十二条第一項中「の非課税」を「、 法附則第十条若しくは法附則第十条の二本文の非課税

同条に次の一項を加える。

令和4年6月24日

3 規定する規定に該当するときには同項後段に規定する書類を添付して提出しなければならな 定により当該申請が却下された場合を除く。) 第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五条の規 項に規定する家屋の取得者にあつては同項各号に掲げる事項)を記載した申告書を、 の取得者は、 不動産の取得について、第一項に規定する期間内に不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号) の各号に掲げる場合には当該各号に定める期限までに第一項各号に掲げる事項 は、前二項の規定は、 適用しない。 ただし、 第一項後段に 不動産 ( 前

受ける場合(これらの規定の適用の有無を確認することができる場合を除く。) 法又はこの条例の不動産取得税の非課税、課税免除又は課税標準の特例に関する規定の適用を 当該不動産 0

取得の日から六十日以内

第六十四条中 その他知事が不動産取得税の賦課徴収のために必要と認める場合 「第七十三条の十八第三項の ては を 「には」 に改める。 規定によ 0 7 を 「第七十三条の十八第四項の規定によ 知事が別に定める日まで

第六十六条第六項中 「規則で」 を 「知事が 別に に改

二項又は第三項ただし書の規定により申告書を提出する」に、「第六十二条第一項の申告書」 第六十六条の二第二項中 に改める 「第六十二条第一項の規定による申告をする」を 「第六十二条第一 項、

の日から六十日以内に」に改める。 し書の規定により申告書を提出する場合には当該申告書の提出と併せて、 事実を申告する際、 第六十七条第二項中 併せて」を「当該土地の取得につい 「規則 でし を 「知事が 別 E に、 て第六十二条第一 「第六十二条の規定に 項、 その他の場合には当該取得 第二 より当該土地 |項又は: 第三項ただ 0 0

第六十九条第二項中「規則で」を「知事が別に」に改める。

までに」に改め、 取得の事実を申告する際併せて、」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 第六十九条の二第五項中「規則で」を「知事が別に」に、 同項に次の各号を加える。 「第六十二条の規定により 当該各号に定め

- を提出する場合 当該不動産の取得について第六十二条第 当該申告書の提出の時 項、 第二項又は第三項ただし書の規定により 申告書
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該取得の日から六十日以

大会の予選会等」を 育大会の予選会等」を「国民スポーツ大会の予選会等」に改め、 第七十六条の二第一項中「規定する国民体育大会」を「規定する国民スポーツ大会」に、 「国民スポーツ大会の予選会等」に改める 同条第二項及び第三項中 「国民体育 「国民体

第百七条第六項中「別に」を「知事が別に」に改める。

に改め、 附則第六条の三の二第一 同項第一号中「第十七項」を「第十九項」に改める。 項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、 「令和三年」を

は第六項から第十項まで」に改める。 の」に改め、 に改め、同条第二項中「第九項までの規定の」を「第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定 附則第六条の三の三第一項の表附則第六条の三の二第一項第一号の 同項の表附則第六条の三の二第一項第一号の項中「第九項まで」を「第四項まで若しく 項中「第十七項」を 項

第三項」を「これらの規定」に、 の三の二第一項中 則第六条の三の二第一項及び第三項並びに」を「附則第六条の三の二第三項及び」 第二十五号。 ナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律 附則第六条の三の四第一項を削り、 附則第六条の七第一項において「新型コロナウイル 「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、 「「令和四年」を「、「令和四年」に改め、 同条第二項中「新型コロナウイ ス感染症特例法」という。)」 同項及び同条第三項並びに ルス感染症特例法」 同項を同条とする を 「新型 コ

附則第十条の二第三項中 第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の

「法第四十 (租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項 附則第十一 Ħ. 条の二第一 条の二の 四第 項の 一項中 規定による申告書」を 年 の末日 . の属 (同法第三十七条の十三の二第十項におい する年度の翌年度の県民税」を 「所得税法第二条第一 項第三十七号の確定申告書 「年分の て準用する

項中「年 条にお 十一条の二の四第四項」に改め、 告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を 失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告 同条第二項中 場合を含む 同条第四項とし、 「確定申告書」に改め、「(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これら (租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。)」に改 「年度分の県民税」 11 「第四項の規定の適用がある場合における」に、 -の末日 て「確定申告書」 申告書をその提出期限後におい 「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一 が送達される時までに提出されたものを含む。)」 「第六項」を「第五項」に改 において準用する所得税法第百二十三条第一 の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、 同条中第六項を第五項とし、 を「年分の所得税」に、 という。)」 同項を同条第六項とす に、「市町村長においてやむを得ない事情があると認 め、 て県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合 同条第七項中 同条中第三項を削り、 「これらの申告書 項の規定の適用が 附 則第十 項の規定による申告書を含む。 「第五項の規定の適用がある場合に を「確定申告書」 一条の二の (その提出期限後におい 第四 「上場株式等に係る譲渡損 項を第三項とし、 ある場合に限る」 四第五 項 て県民税 こを

附則第十一条の二の六第二項を次のように改める。

この 条第一項の規定の適用を受けた場合に限り適用する 前項の規定のうち、 項におい の納税義務者が前年分の所得税につい 7 「特定上場株式等の配当等」という。) 租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の て当該特定上場株式等の配当等に係る配当所 に係る配当所得に係 る部分 県民税 以 O所 下

附則第二十三条第四項を次のように改める。

確定申告書に前 前項の規定は、 項 条約適用配当等に係る所得が生じた年 の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限 分の所得税に係る第三十 り、 適用する -四条の 兀

附則第二十三条の二第四項を次のように改める。

前項 の規定は 項の 特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第三十四条 規定の適用を受け ようとする旨の記載があるときに限 0 兀

### 附則

(施行期日)

- める日から施行 この条例は、 する 和五 年 应 月 H か ら施行する。 ただし、 次 の各号に掲 げ る規定は
- 第五十条第一項及び第五項並びに第六十二条第 項 の改 正規定 公布 0
- びに第十条の一 五 正規定並びに附 年 第三十四条の五の見出 第三項 則第六条の三の二第 の改正規定並び 第三十四条の六の見出 項、 に次項から附 第六条の三の三第一項及び第二項、 則第六項まで及び附則第十二項 し及び同条第一 項並 びに第 第六条の三の 七十六条の 0 0 改

- 項の改正規定並びに附則第七項及び第八項の規定 附則第十一条の二の 应 第十一条の二の六第二項、第二十三条第四項及び第二十三条の二第四 令和六年一 月一
- 几 に改める部分に限る。)及び第百七条第六項の改正規定 に改める部分に限る。)、 第四十九条の二第二項、 第六十九条第二項、 第六十六条第六項、 第六十九条の二第五 第六十七条第二項 規則で定める 項 (「規則 (「規則で」 で を

(個人の県民税に関する経過措置)

- この条例による改正前の岡山県税条例 第二百三条の六第一項に規定する公的年金等 に関する申告書については、 の県民税に関する申告書につい 前項第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号) この条例による改正後の岡山県税条例 以下この項において 「公的年金等」という。)につい なお従前の例による。 て適用し、 (以 下 (以下「新条例」という。) 第三十四条の六第一項 同日前に支払を受けるべき公的年金等につい 「旧条例」という。) (同法第二百三条の七の規定の適用を受けるもの て提出する新条例第三十四条の六第 第三十四 条の六第一 て提出 項の の規定は を除 一項
- 3 第五 屋若 は、 六項におい 附則第六項において「新租税特別措置法」という。)第四十一条第一項に規定する居住用家屋若し 改正法」という。) 得税法等の一部を改正する法律 くは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。附則第六項におい 新条例附則第六条の三の二の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月 納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法 なお従前の例による。 項及び第六項において「旧租税特別措置法」という。)第四十一条第一項に規定する居住用家 しくは既存住宅又は増改築等をした家屋 て同じ。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合に 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合につい 第十一条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。 (令和四年法律第四号。 (当該増改築等に係る部分に限る。 以下この項及び次項におい て適用 附則第五項及び第 7 県民税 て同 いっ の所得 附
- 4 税義務者が同日前に所得税法等改正法第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係 をした家屋 特例法」という。) る国税関係法律 るところによりその者 新条例附則第六条の三の三第二項及び第三項の規定は、 関係法律の臨時特例に関する法律 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用 一日以後に所得税法等改正法第十八条の規定による改正後 の二第一 係る部分に限る。 (当該増改築等に係る部分に限る。 の臨時特例に関する法律 項に規定する居住用家屋若 第十三条の二第一 の居住 次項及び附則第六項におい の用に供 項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しく (平成二十三年法律第二十九号。 した場合につ (次項及び附則第六項において「旧震災特例法」という。) 附則第六項において同じ。) 又は認定住宅等を は既存住宅若しくは増改築等をした家屋 11 ては、 て同じ。) 県民税 なお従前 の東日本大震災 又は の所得割 認定住宅を同 附則第六項にお の例による 0 納税義務者が 県民税 の被災者等に係る 条第 の所得割 7 0 同条 兀

- 5 居住 す 居住 旧条例附則第六条の三の二第一項の規定による控除については は既存住宅若 の用に供した場合における旧条例附則第六条の三の四第一項の規定により読み替えて適用 0 用に供 の所得 用家屋若しく しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところにより 割 した場合又は同日前に旧 0 納税義務者が令和四 は既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項 年一月 震災特例法第十三条の二第 日前 に旧租税特別措置法第四十 、なお従前 項に規定する居住用家屋若 の定めるところによりそ の例による 項に規定 0
- 増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居 合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しく は既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者 法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しく をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例 後に新租 ついては、なお従前の例による。 新条例附則第六条の三の四第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一 |宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合につ の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一 税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若 項に規定する居住 の居住 住 11 は既存住宅若 て適用 0 用 の用に供 しくは増改築等 用家屋若しく 月 した場  $\mathbb{H}$
- 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の岡山県税条例 の規定中個 令和五年度分までの 人の県民税に関する部分は、 個人の県民税につ 11 令 ては、 和六年度以後の年度分の個 なお従前 の例による。 (次項に おい 7 の県民税に 「六年新条例 0 7
- 合には、 るのは 定する申告書 る年度の翌年度分の県民税に係る旧申告書) (令和四年岡山県条例第三十五号) による改正前の岡山県税条例附則第十一条の二の四第五 の各年度分の個人の県民税に限 六年新条例附 (当該上場株式等に係る譲渡損失 「に係る確定申告書 その年の末日 以下この (その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出 則第十一条の二の四第四項の規定の適用につい 項に おい の属する年度の翌年度分の県民税に係る岡山県税条例の一部を改正する条例 7 (当該年が令和三年又は令和四 「旧申告書」という。))」と、 の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年で 同項中 を連続 「について確定申告書」とあるのは L て」とする 年である場合に に 0 ては、令和六年度 61 て連続 は、 して確定申告書を その から 「に係る確定申告  $\dot{o}$ 令 こされ 和  $\mathbb{H}$ 八 たも 頭に規 ある場

## (不動産取得税に関する経過措置

- 不動産 新条例第五十 0) 取得に対 の施行 0 八条の三、第六十二条、 日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税につい して課する不動産取得税につい 第六十六条の二、第六十七条及び第六十 ては、 なお従前の例による て適用 九条の二 の規定は 同 日
- (過疎地 域 産業振 與促進区 屋域におけ いる県税 の特例に関する条例等の 部 改正
- 10 項又は第三項ただし書 0 )規定中 の規定により 「第六十二条の 申告書を提出する場合には当該申告書と併 規定による申告をする際 を 「第六十二条第 せて、 その

# には不動産の取得の日から六十日以内」に改め

- 過疎地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例 (昭和四十五年岡山県条例第四十
- 四号)第三条第三項
- 三条第二項 離島振興対策実施地域における県税の 特例に関する条例 (平成五年岡山県条例第二十三号)
- 二項

特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例

(平成十三年岡山県条例第九号) 第三条第

- 兀 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例 (平成二十七年岡山県条例第六十六号)
- 三条第二項
- 五. 地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例 (平成三十年岡山県条例第五十三
- 号)第二条第二項

号外

- 〈過疎地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例等の一部改正に伴う経過措置
- 取得について適用し、 前項の規定による改正後の同項各号に掲げる条例の規定は、 同日前の不動産の取得については、 なお従前の例による。 この条例の施行の 日以後の 不動産

0

(岡山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正

岡山県公報

11

- 12 岡山県税条例等の一部を改正する条例 (令和三年岡山県条例第四十二号) 0
- 正する。
- 一条のうち、 岡山県税条例第三十四条の六第一項 の改正規定中 「控除対象扶養親族」
- 親族 の 下 に 「年齢十 一六歳未満の者又は」を加え、 「有しない者」 に、 「年齢十六歳未満の者」を
- 「有する者」に改める。
- 地方活力向上地 域における県税の特例に関する条例の 一部を改正する条例をここに公布する。
- 令和四年六月二十四日

令和4年6月24日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第三十六号

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例 0 部を改正する条例

地方活力向上地 域における県税の特例に関する条例 (平成二十七年岡 山県条例第六十六号) 0

を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第一 項中 「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」

を「三年」に改める。

### 附則

(施行期日等)

1 例に関する条例 この条例は、 公布の 以下 日から施行 「新条例」という。) この条例による改正後の地方活力向上地域における県税 の規定は、 令和四年四月一 日から適用する。

(経過措置)

令和四年四月 の例による 一日前 に新設され、又は増設された設備に係る課税免除及び不均一課税につい

申請書の提出期限の特例)

- 出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。 ては、 条に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、 整備計画 新条例第二条の規定 「施行日」という。) その者の同条第三項の申請書の提出期限は、 (以下 「整備計画」という。) の適用を受けようとする者 の前日までの間 の認定を受けた者に限る。)で、 (以下「遡及適用期間」という。) に同条第一項に規定する (令和四年四月一 同項の規定にかかわらず、 日 からこの条例 遡及適用期間 又は増設したものに 同項の規定による提 の施行 に新条例第 0  $\mathbb{H}$ つい
- 出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。 ては、 新条例第三条の規定の適用を受けようとする者 その者の同条第二項の申請書の提出期限は、 遡及適用期間に特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得 (遡及適用期間に整備計画の認定を受けた者に 同項の規定にかかわらず、 同 項の規定による提

号外

山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例

部を改正する条例をここに公布する。

岡山県公報

令和四年六月二十四日

凹山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第三十七号

岡山県議会の議員及び岡 例の一部を改正する条例 山県知事の選挙における選挙運動用自動車 の使用等の公営に関する条

(平成六年岡山県条例第六号) の一部を次のように改正する。

山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動

用

自動車の使用等の公営に関する条例

令和4年6月24日

円」を「七千七百円」に改める。 第四条第一項第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千百円」 に改め、 同号口

と五円二銭」を「三十八万六千五百円と五円十八銭」に改める。 第七条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、 同条第二号中 「三十七万五千五

十一万六千二百五十円」に改め、 「五百二十五円六銭」を 「五十八万六千九百五円」に改める。 同条第二号中「二十七円五十銭」を 「五百四十一円三十一銭」 に、「三十一万五百円 「二十八円三十五銭」 五

### 附則

挙における選挙運動用自動車 る選挙につ て適用する 公布の Н から施行 0 使用等の公営に関する条例の規定は この条例による改正後の岡山県議会の議員及び岡山県知事 同日以後にその 期日を告示され 0

墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

山 [県知事 原 木 隆 太

### 岡山県条例第三十八号

墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

墓地等の経営の許可等に関する条例 (昭和六十二年岡山県条例第十四号) 0) 一部を次のように改正

第四条第二号中「同法第五条第一項に規定する」及び「同法第五十九条第一項に規定する」を削る。

この条例は、 令和四年九月一 日から施行する。

号外

山 県民生委員 の定数に関する条例 0 部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

山県知事 伊 原 木 隆 太

### 岡山県条例第三十九号

岡山県公報

岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

岡山県民生委員の定数に関する条例 (平成二十六年岡山県条例第十八号) の一部を次のように改正

第二条第三号中 に改め、 同条第四号中 四五人」を

改める。 同条第八号中 「一三一人」を「一三三人」に改め、 同条第十九号中 「六七人」を「六八人」

則

令和4年6月24日

の条例は、 令和四年十二月一日から施行する。

建築物等の制限に関する条例及び岡山県土木関係手数料徴収条例の 部を改正する条例をここに公

令和四年六月二十四

尚 山県知事 伊 原 木 隆 太

### 岡山県条例第四十号

建築物等の制限に関する条例及び岡山県土木関係手数料徴収条例 0 部を改正する条例

(建築物等の制限に関する条例の一部改正

第一条 建築物等の制限に関する条例 (昭和二十六年岡山県条例第十号) 0) 部を次の

項中 「第百十二条第一 項」を 「第百十二条第二項」に改め

第十三条第一号中 「第八十五条第五項」 を 「第八十五条第六項」に、 「同条第六項」 を

### 号外

#### 岡山県公報

項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」

に改め、

同項第四十二号の七中「第八十七条の三第六

同項第四十二号の六中

号の二中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、

第二条第一項第三十七号中「第八十五条第五項」を

「第八十五条第六項」

に改め、

項第三十七

六項」を「同条第七項」

に改める

(岡山県土木関係手数料徴収条例の

部改正

山県土木関係手数料徴収条例

(平成十二年岡

山県条例第五十三号)

の 一

部を次のように改

七項」に改め、

同条第二号中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に、

「同条第

の日のいずれか遅い日から施行する する法律 この条例は、 (令和四年法律第四十四号) 地域 の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の 日又はこの条例の公布 の関係法律の整備に

令和四年六月二十四

山県営住宅条例の一

部を改正する条例をここに公布する

山県知事 伊 原 木 隆 太

### 岡山県条例第四十 . 号

山県営住 宅条例 0) 一部を改正する条例

山県営住宅条例 (平成九年岡山県条例第三十九号) の一部を次のように改正する。

に改め、 第六条第一項中「の各号の」を「に掲げる」に改め、 同号イ中「の規定による一時保護」を「の一時保護」に改め、同号に次のように加える。 同条第二項第五号中「イ又はロの」を

イ又は口に掲げる者のほか、知事が県営住宅に入居させる必要があると認める者

令和4年6月24日

第五十三条第一号中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改める。

この条例は、 公布  $\dot{O}$ 日から施行する。

県土木関係手数料徴収条例 0 部を改正する条例をここに公布する

和四年六月二十四  $\exists$ 

山 知事 伊 原 木 隆 太

### 岡山県条例第四十二号

岡山県土木関係手数料徴収条例の 一部を改正する条例

第二条第一項第九十一号中 山県土木関係手数料徴収条例 同号イ(1)中 「(以下 「確認書」という。)」及び 「以下この号、 (平成十二年岡山県条例第五十三号) 次号」を「第九十二号」に、「次号に」 「(以下 「住宅性能評価書」 の 一 部を次 という。)」を削り、 を「第九十二号に」 のように改正する。

にこれらの写しの」を「確認書等の 「確認書等」に改め、 同号の次に次の一号を加える。 の 下 に 「(以下 「確認書等」という。)」を加え、 同号口(2)中 「確認書及びその写しの」を「確認書等の いずれについ てもし に改め、 同号イ (2) 中 同号口 「確認書及び住宅性能評価書並 中 いずれについ 「確認書又はその写し」 ても」に

九十一の二 に対する審査 良住宅維持保全計画 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第六項及び第七項 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める (別表第八において「長期優良住宅維持保全計画」 という。) の規定による長期 の認定の

- 確認書等の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める
- (1) 一戸建ての住宅 一万八千七百円
- (2)満の端数を生じたときは、 定める額を当該建築物における認定の申請に係る 共同住宅等 別表第七の上欄に掲げる床面積 これを切り捨てた額 の合計の区分に応じ、 住戸 の数で除し て得 それ た額 ぞれ 洞表  $\hat{O}$ 0) 百
- (3)に定める 区分所有住宅 別表第七の上欄に掲げる床面積 0 合計 0 区分に応じ、 それぞ れ
- 口 定める額 確認書等 0 13 ず ń につ 61 ても提出 がない 場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、 それぞれ
- (1) 一戸建ての住宅 七万四百円
- (2)定める額を当該建築物における認定の申請に係る 満の端数を生じたときは、 共同住宅等 別表第八 0 これを切り捨てた額 上欄に掲げる床面積の合計 住戸の数で除して得た額 の区分に応じ、 それ だされ (その 同 表 百
- (3)に定める額 区分所有住宅 別表第八の上欄に掲げる床面積の合計 の区分に応じ、 それぞれ 同表

書等のいずれについても」に改め、 を「第九十四号」に改め、 ても」に改め、 第二条第一項第九十三号中「この号から第九十五号まで及び 同号の次に次 同号イ 0 一号を加える ①中「確認書及び住宅性能評価書並びにこれらの写しの」を「確認 同号口 (1) 中 「確認書及びその写しの」を「確認書等の 別表第八に おい て 次号

号及び別表第八において同じ。)の変更の認定の申請に対する審査 それぞれ次に定める額 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一 (同法第十条第二号ロに規定する認定長期優良住宅維持保全計画をいう。 項 の規定による認定長期 次に掲 げる 場合 0) 区分に 以下この

- 長期優良住宅維持保全計画の変更について、 に掲げる住宅の区分に応じ、 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一 それぞれ次に定める 確認書等の 項第一号に掲げる基準に係る部分の 11 いずれに 0 11 ても提出がない
- (1) 一戸建ての住宅 三万五千二百円
- (2)住宅等 別表第八の 上欄に掲げる床面積 の合計 O区分に応じ、 それぞれ 同表の下

百円未満の端数を生じたときは、 定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に

- (3) 別表第八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、 それぞれ同表の
- その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、 それぞれ次に定める額
- (1) 一戸建ての住宅 九千三百円
- (2) 定める額に二分の一を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住 で除して得た額 共同住宅等 別表第七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下 (その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) 0
- (3) に定める額に二分の一を乗じて得た額 別表第七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、 (その額に百円未満の端数を生じたときは、

定長期優良住宅建築等計画」 別表第八の備考中 長期優良住宅建築等計画」 の 下 に 「又は認定長期優良住宅維持保全計画」 の 下 に 「又は長期優良住宅維持保全計画」 を加える。

### 附町

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

- 0 る申告書の提出を要しないこととする等所要の改正を行うものである 地方税法等の 山県税条例 の一部を改正する条例に 部改正に伴 61 不動産の 0 取得について登記 7 の申請をした場合は不動産取得税に係
- 行ったものである の対象となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を延長する等所要の改正を 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、 一部を改正する条例に 事業税の課税免除等 いつい
- における選挙運動用自動車の使用等の公営に係る公費負担の限度額等を引き上げたも 0) 公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、 一部を改正する条例について 山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自 国政選挙に準じて岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙 動車 O使用等の公営に関する条例 のである
- $\bigcirc$ 墓地等の経営の許可等に関する条例の 宗教法人法の 一部改正に伴 1, 規定の整備を行うものである 一部を改正する条例につ 11 7
- 0 市町 山県民生委員の定数に関する条例 村長の意見等に鑑み、 市町村の区域ごとの民生委員の定数を改めるものである 0 部を改正する条例に 0 11 7
- $\bigcirc$ 建築物等の制 建築基準法の 一部改正等に伴い、 限に関する条例及び岡山県土木関係手数料徴収条例の 規定の整備を行ったものである。 部を改正する条例に
- 住宅に入居させる必要があると認める者は、 おいても県営住宅に入居することができることとする等所要の改正を行ったものである 岡 最近の社会情勢に鑑み、 山県営住宅条例の 一部を改正する条例につ 配偶者からの暴力を受けた被害者の居住の安定を図るため、 現に同居 61 又は同居しようとする親族がな ・場合に
- $\bigcirc$ 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行 うものである 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に鑑み、 岡山県土木関係手数料徴収条例の 一部を改正する条例につ 61 確認書等の提出がある場合における 7